

## 高崎玉村スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名 称)

第1条 協議会の名称は、「高崎玉村スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目 的)

第2条 協議会は、高崎玉村スマートインターチェンジ(以下「高崎玉村スマートIC」という。)の安全性や整備・管理・運営方法等を検討・調整し、実施することにより、安全性かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。

(検討及び調整事項)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の内容を検討、調整する。

- (1) 高崎玉村スマートICの社会便益に関すること
- (2) 高崎玉村スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること
- (3) 高崎玉村スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること
- (4) 高崎玉村スマートICの構造及び整備方法に関すること
- (5) 高崎玉村スマートICの管理・運営方法に関すること
- (6) 高崎玉村スマートICの利用促進方策に関すること
- (7) 広域的検討結果の反映
- (8) その他高崎玉村スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項

2 協議会は、高崎玉村スマートICの管理・運営形態等に不都合が生じた場合には、上記内容について、検討・調整を行い変更する。

3 協議会は、高崎玉村スマートICの利用者増を図るため、広報・PR等を実施する。

4 協議会は、高崎玉村スマートICの供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じて見直すものとする。フォローアップは必要に応じて実施するものとする。

(構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の追加変更については、協議会に諮り承認を得る。

3 協議会の委員の属する機関等は、高崎玉村スマートICの安全かつ円滑な設置及び管理・運営に協力しなければならない。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は高崎市長の職にある者を、副会長は玉村町長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(協議会)

第8条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の合議で決する。

(経費)

第9条 協議会の運営に経費の必要があるときは、協議会の決により、負担金をもって充てる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高崎市役所都市整備部産業・流通基盤整備室に置く。

(規約の改正)

第11条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第12条 協議会は、高崎玉村スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第13条 本規約に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年2月18日から施行する。

(名称の一部改正)

2 この規約は、平成22年9月30日から施行する。

(名称の一部改正)

3 この規約は、平成25年4月25日から施行する。

(条文の一部改正)

4 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(条文の一部改正)

5 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(条文の一部改正)

6 この規約は、令和6年2月2日から施行する。